

みんなの力で防ぎましょう！

しょうがいしゃぎゃくたい

障害者虐待



障害者虐待防止法ってなに？

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成23年6月17日に成立し、平成24年10月1日から施行されています。

障害者に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

この法律にもとづいて、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進していきます。

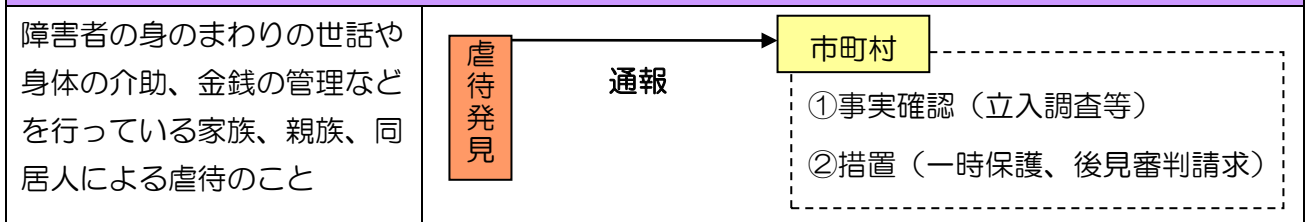
障害者虐待ってどんなこと？

～障害者虐待の例～

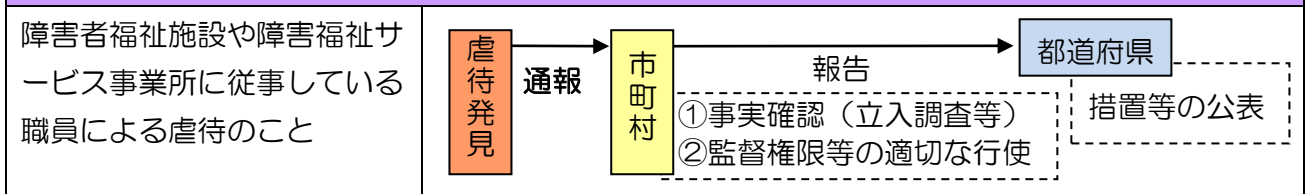
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。 正当な理由なく身体を縛りつけたり、動けなくすること。
【例え】 殴る、蹴る、つねる、無理やり 食べ物や飲み物を口に入れる、 やけど、縛り付ける、部屋に閉 じ込める など	《身体的虐待のサイン》 ■身体に傷やみみずばれ、あざ、火傷の跡が頻繁にある ■急におびえたり、こわがったり、震えたりする ■「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない ■自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある ■傷やあざの説明のつじつまが合わない
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、させること（表面上は同意してい るように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。
【例え】 性交、性器への接触、性的行為 を強要する、裸にする、キスす る、本人の前でわいせつな話を する・映像を見せる など	《性的虐待のサイン》 ■肛門や性器からの出血、傷がみられる ■卑猥な言葉を発するようになる ■ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる ■医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する ■眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦 痛を与えること。
【例え】 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、 仲間に入れない、子ども扱いす る、話しかけているのにわざと 無視する など	《心理的虐待のサイン》 ■かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる ■おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす ■食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる ■自傷行為がみられる ■無力感、あきらめ、なげやりの様子になる
放棄・放任(ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯などの世話や介助をせず、又は必要な医療やサ ービスを受けさせず、障害者の心身の状態を著しく悪化させること。
【例え】 食事を十分に与えない、入浴さ せない、排泄の介助をしない、 劣悪な住環境の中で生活させ る、病気やけがをしても受診さ せない など	《放棄・放任(ネグレクト)のサイン》 ■身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い ■ずっと同じ服を着ている、汚れたままの下着 ■過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる ■病気やけがをしても家族が受診を拒否 ■学校や職場に出てこない
経済的虐待	障害者本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金 を使ったり、理由なく金銭を与えなかったり使用を制限すること。
【例え】 年金や賃金を渡さない、本人の 同意なしに財産や預貯金を使 う、日常生活に必要な金銭を渡 さない・使わせない など	《経済的虐待のサイン》 ■お金を使っている様子がみられない ■日常生活に必要な金銭を渡されていない ■年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない ■サービスの利用料や生活費の支払いができない ■親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っている

障害者虐待防止法では障害者虐待を以下の3つに分けています

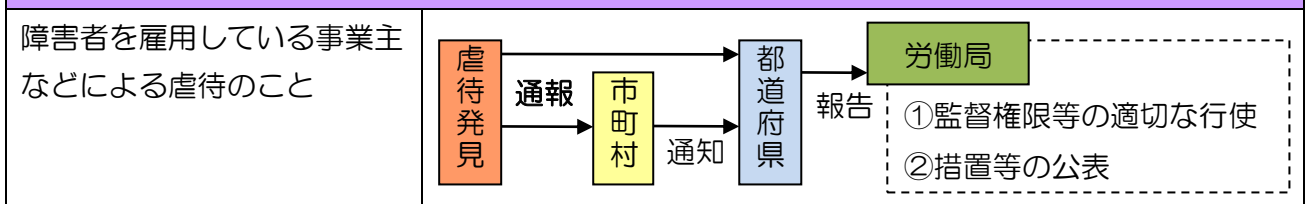
(1) 養護者による障害者虐待



(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



(3) 使用者による障害者虐待



障害者虐待に気づいた人は、すぐに通報してください

自宅や障害者福祉施設、仕事場などで障害者への虐待を発見した人は、速やかに市町村に通報することが義務づけられました。

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。虐待をしている人や虐待を受けている障害者にその自覚がない場合や、自覚があっても障害者がSOSを出せない場合もあります。障害者虐待を受けたと思われる障害者に気づいた人は、すぐに市の担当窓口へ通報してください。

- ◎障害者虐待を通報した人や届出をした人を特定する情報に関しては、市町村の職員には守秘義務が課せられています。
- ◎障害者福祉施設やサービス事業者の職員等が、障害者虐待を通報したことを理由に解雇などの不利益な扱いを受けることは禁じられています。
- ◎仕事場での障害者虐待を通報又は届出したことを理由に解雇などの不利益な扱いを受けることは禁じられています。

障害者の虐待や養護者の支援に関する
相談、通報、お問い合わせは下記まで



■障害者虐待の通報・届出窓口

寝屋川市障害者虐待防止センター

〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号

保健福祉センター2階 福祉部 障害福祉課内

★月～金曜日(祝日除く) 午前 9:00～午後 5:30

- 電話 **072-838-0382**
- Fax **072-812-2118**
- メール syougai@city.neyagawa.osaka.jp

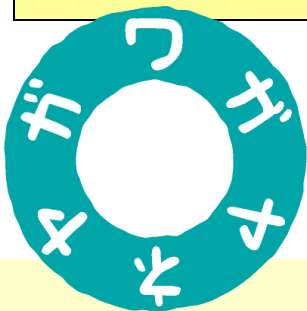
★月～金曜日 午後 5:30～午前 9:00 土曜・日曜・祝日

- 電話 **072-824-1181**

※保安室につながりますので、「障害者虐待防止センター」と言ってください。

★使用者による障害者虐待については、寝屋川市障害者虐待防止センター
もしくは 大阪府障がい者権利擁護センター

- 電話 **06-6944-6615** (開庁日：平日 9 時～18 時)
- Fax **06-6944-6615** (内容確認は開庁日)



『ワガヤネヤガワ』のネーミングは「みんなのまち」から「home」そして「わが家」へと連想するイメージであり、どちらから読んでも同じ語呂合わせとしています。

寝屋川市は、みんなのまちに笑顔と自信を満たすことを目的に、“ねやがわブランド”確立に向け、さまざまなプロジェクトに取り組んでいます。



案内図

